

南信州広域連合議会
消 防 環 境 委 員 会

令和7年2月21日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会会議録

令和7年2月21日（木） 午後2時00分 開議

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 副管理者あいさつ

4. 議案審査

（1）議案第2号「南信州広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

（2）議案第4号「令和6年度南信州広域連合一般会計補正予算（第4号）案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

（3）議案第6号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第3号）案」

（4）議案第7号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案」

（5）議案第8号「令和7年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会付託分【別紙分

（6）議案第10号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」

（7）議案第11号「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算（案）」

5. 閉会

消 防 環 境 委 員 会

令和7年2月21日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会

日 時 令和7年2月21日（金） 午後2時00分～午後3時02分
 場 所 事務センター 206・207号会議室
 出席者 清水（優）委員長、片桐副委員長、河本委員、後藤（和）委員、熊谷（恒）委員、伊藤委員、
 岩口委員、米山委員、岡田委員、小林委員、木下（徳）委員
 事務局 高田副管理者、吉川事務局長、滝沢事務局次長兼総務課長、北澤消防長、
 新井消防次長兼総務課長、下平消防次長兼総務課専門幹、熊谷警防課長、
 縄通信指令課長、伊藤消防本部総務課庶務係長、松下環境センター事務長、
 一柳事務長補佐兼庶務係長、原事務長補佐兼管理係長、伊藤書記長

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 副管理者あいさつ
4. 議案審査

No.	項 目 名	資料	頁
1	議案第2号「南信州広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」		7
2	議案第4号「令和6年度南信州広域連合一般会計補正予算（第4号）案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		9
3	議案第6号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第3号）案」		9
4	議案第7号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案」		10
5	議案第8号「令和7年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		11
6	議案第10号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」		15
7	議案第11号「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算（案）」		20

5. 閉 会

(清水委員長) 当委員会に対し、議案の補足説明のため、飯田環境センター 一柳事務長補佐兼庶務係長、原事務長補佐兼管理係長、飯田広域消防本部総務課 伊藤庶務係長の出席について申入れがあり、許可いたしました。

1. 開 会

午後2時00分

(清水委員長) ただいまから、南信州広域連合議会消防環境委員会を開会いたします。
現在の出席委員は、11名であります。
それでは、会議次第により進めてまいります。

2. 委員長あいさつ

(清水委員長) 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
皆さん、こんにちは。
本日は、消防環境委員会ということで大変お世話様になりますが、よろしくお願いいたします。
初めに、先日の開会日で当委員会に選出をされました、阿智村の熊谷委員、それから松川町の米山委員には大変お世話様になりますが、改めてよろしくお願いいたします。
当委員会は消防環境委員会でございます、広域連合の取り扱う事務事業の中でもメインのと言ったらいいんでしょうか、大きな事業を所管する委員会でございます。予算規模も大きいわけでございます。本日は補正予算、それから令和7年度の予算案の審査ということで、執行機関の皆様には簡潔明瞭で丁寧な御説明をお願いいたします。委員の皆様には、慎重な御審議をいただきますようによろしくをお願いいたします。
それでは、委員会を始めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 副管理者あいさつ

(清水委員長) ここで、副管理者からごあいさつをお願いいたします。
高田副管理者。

(高田副管理者) 皆さん、こんにちは。消防環境委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

初めに、私事でございますけれども、12日の本会議におきまして副管理者選任の御同意をいただきまして、引き続き務めることになりました飯田市副市長の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

そのときにも少しごあいさつをさせていただきましたけれども、また今議会で御提案をさせていただいております第5次広域計画の中で地域の課題について整理をいたしておりますけれども、この飯田下伊那地域はいまだに人口減少・少子高齢化の歯止めがかかっていないということがございまして、そこから起因をして本当に幾つもの課題が顕在化をしてきておりまして、そこに取り組んでいかなければいけないというところがあります。

特に広域連合の立場とすれば、町村、市町村の枠を超えて広域的に効率的に取り組んでいく必要があるというふうに思っております、その取組の手法としてですね、広域連合も一つの手法でありますけれども、これからは、例えばもう少し小さな町村のブロック単位ですとか、あるいは県と協働をしてというような新しい枠組みも含めて、それ

それぞれの課題にどういう仕組みで取り組むのが一番いいのかということも含めて検討していかなければいけないというふうに思っております。改めて御相談をさせていただくことがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

委員長さんからお話がありましたように、今回の委員会は、消防と環境に関わります補正予算、新年度予算ということでございまして、広域連合の中でも特に共同でやっている事務処理の中でも非常に重要で大きな部分でございますので、しっかり御質疑をいただければというふうに思っております。お世話になります。どうぞよろしくお願いをいたします。

4. 議案審査

(1) 議案第2号「南信州広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(清水委員長) これより、「議案の審査」に入ります。

初めに、議案第2号「南信州広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

北澤消防長。

(北澤消防長) それでは、議案第2号「南信州広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明を申し上げます。

資料は、本日委員長の許可をいただきましてお配りしてあります、補足説明資料に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。2枚ほどおめくりいただきまして、「南信州広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について」という書類を御覧いただきたいと思えます。本日お配りしたものでございます。

初めに、1の改正の経過を御覧いただきたいと思えます。そのうちの1つ目としまして、近年全国各地で発生しております地震や豪雨などの大規模自然災害のほか、昨年11月に三日市場運動公園で行われました国民保護に関するNBC災害訓練、いわゆるテロ災害への緊急消防援助隊として出動した場合の消防職員への手当の支給について見直しを行いたいとするものでございます。

この手当の見直しにおける根拠としまして、おめくりいただきまして、補足説明資料の次ページを御覧いただきたいと思えます。

令和6年8月1日付で総務省消防庁より通知されました「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」により、国家公務員や警察職員との待遇の均衡を図るよう通知がなされたことを受けまして、飯田広域消防が定める特殊勤務手当と国家公務員の特殊勤務手当の格差を是正したいとするものでございます。

お戻りいただきまして、1の改正の経過の2つ目になりますが、全国的にも、またこの飯田下伊那圏域におきましても救急需要の高まりに伴う救急出動件数の増加。さらには、令和2年から流行しております終息の見えない新型コロナウイルスをはじめ、近年は年間を通じて流行が見られるインフルエンザなど感染症に伴う感染防御対策など、出動する救急隊員の負担が過去最大となっていることから、出動件数に応じた報酬となるよう手当の見直しを行いたいとするものでございます。

補足説明資料の2—1を御覧ください。赤字が入ったものでございます。

平成12年を基準とした令和5年までの飯田消防署をはじめとした10署所における救急件数の増加を示してございます。総件数では、平成12年からの24年間でほぼ倍となり、特に出動件数の多い羽場分署と座光寺分署にあつては、少ない当直職員で毎回出動しなくてはならず、個人の負担が年々増加しているところでございます。

お戻りいただきまして、一番最初の資料を御覧ください。

2の改正の概要でございしますが、南信州広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例第2条、別表に次の2点を追加したいと考えております。

議案第2号、補足資料として、議案書のほうに新旧対照表を添付してございますので、御覧いただきたいと思ひます。

1つ目の緊急消防援助隊に関しては、種類に「緊急消防援助隊出動手当」を、支給対象職員に「緊急消防援助隊出動隊員」を、支給額に「従事した日1日に1,080円」。活動場所が「災害対策基本法、その他法令等に基づき制定された、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域であつて連合長が認める場合には2,160円」を追加いたします。

2つ目の救急出動に関しましては、種類に「救急出動手当」を、支給対象職員に「救急出動した職員」を、支給額に「出動1件につき260円。国家資格であります救急救命士の資格を有する者には300円」を追加したいとするものでございます。

お戻りいただきまして、今日お配りした補足説明資料の1枚目ですけれども、3つ目には、本条項の改正に合わせまして、関係する法律の条項が移動となったことによる改正及び一部表記を明瞭化したいとするものでございます。

3の財政措置でございしますが、緊急消防援助隊に関わる費用につきましては「国庫負担」、救急出動に関わる費用として、現在の出動件数から8,300円を想定し、通常の3名出動に、心肺停止など重篤な症例には1名増員して4名出動する場合が、全出動件数の1.4%でありますことから、これらを考慮し、救急救命士1人当たり増額分50円を合計しまして670万円余となり、約700万円の財政措置が必要となりますが、これにつきましては現在の市町村負担金の中で賄うこととしたいと考えております。

施行期日は、令和7年4月1日を予定しております。

特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正についての説明は以上でございします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。よつて、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号「令和6年度南信州広域連合一般会計補正予算（第4号）案」

(清水委員長) 次に、議案第4号「令和6年度南信州広域連合一般会計補正予算（第4号）案」のうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

4款、1項、1目、ごみ中間処理施設清掃総務費、及び4目、飯田竜水園清掃総務費について。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、議案第4号について御説明申し上げます。

内容につきましては、事項別明細書にて歳出から御説明させていただきますので、一般補12、13ページの中ほどを御覧ください。

4款、衛生費、1項、清掃費は949万6,000円の補正で、人事院勧告に準拠した給与改定に伴い、ごみ中間処理施設清掃総務費及び飯田竜水園清掃総務費の人件費149万6,000円を、それから、稲葉クリーンセンター施設整備基金への新規積立金として800万円をそれぞれ増額したいとするものでございます。

続きまして、歳入でございます。お戻りいただきまして、一般補10、11ページを御覧ください。

7款、繰入金は、稲葉クリーンセンター特別会計からの繰入金でございまして、令和6年度の売電相当収入の見込みによりまして余剰金を繰り入れるものでございます。

8款、繰越金649万6,000円は、純繰越金でございます。

一般会計の補正予算（案）のうち衛生費分の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第4号の当委員会付託分について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号の当委員会付託分は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第6号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第3号）案」

(清水委員長) 次に、議案第6号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第3号）案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

消防補1ページを御覧ください。

本案は、「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第3号）案」でございまして、第1条は、歳入歳出の予算総額に、4,240万円を追加し、補正後の総額を24億2,856万6,000円としたいとするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。内容につきましては、歳入歳出補正予算及び第2表、繰越明許費でそれぞれ御説明申し上げます。

それでは、まず歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明させていただきます。

まず、歳出から御説明いたします。消防補12、13ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費のうち積立金につきましては、令和5年度繰越額を財政調整基金に新規積立てするものでございます。

次に、歳入を申し上げますので、お戻りいただきまして10、11ページを御覧ください。

8款、1項、1目、繰越金につきましては、純繰越金額の確定に伴い、増額補正を行うものでございます。

続きまして、消防補6ページを御覧ください。

第2表でございますが、繰越明許費の補正でございまして、資機材搬送車の更新事業につきましては、車両のシャーシが自動車メーカーにて半導体不足による大幅な生産の遅れが生じ、艀装メーカーへのシャーシ納入が遅れていることにより、令和7年度へ繰越しをお願いしたいとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（清水委員長） 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（清水委員長） なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（清水委員長） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（清水委員長） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

（4）議案第7号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案」

（清水委員長） 次に、議案第7号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

松下環境センター事務長。

（松下環境センター事務長） それでは、議案第7号について御説明申し上げます。稲葉補1ページをお開きください。

本案は、「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案」でございまして、第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,115万円としたいとするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書にて歳出から説明させていただきますので、稲葉補12、13ページをお開きください。

2款、1項、1目、清掃総務費は、稲葉クリーンセンター電気事業基金への新規積立金500万円、令和6年度の売電相当収入の見込みによる余剰金300万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、歳入でございます。お戻りいただきまして、稲葉補10、11ページを御覧ください。

3款、繰越金500万円は、前年度からの純繰越金でございます。

4款、諸収入の雑入300万円は、稲葉クリーンセンターの売電相当収入の見込みにより増額するものでございます。

稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

（清水委員長） 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（清水委員長） なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（清水委員長） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（清水委員長） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

（5）議案第8号「令和7年度南信州広域連合一般会計予算（案）」

（清水委員長） 次に、議案第8号「令和7年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会付託分を議題といたします。

審査の方法について申し上げます。

まず、執行機関からの説明を願い、説明が終わった後に質疑を行い、質疑終了後に討論を行うことといたします。

なお、説明者は歳出予算の説明の際、合わせて関係する歳入の説明をお願いいたします。

質疑に当たっては、予算案の審査である点に御留意いただきますようお願いいたします。

それでは、執行機関側の説明を求めます。

4款、衛生費、6款、公債費を一括して説明願います。

松下環境センター事務長。

（松下環境センター事務長） それでは、議案第8号「令和7年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、衛生費分について御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、記載のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、利率などについて、第2表のとおり、ごみ中間処理施設桐林クリーンセンター解体について定めております。

第3条は、一時借入金の借入れの最高額を定めるものでございます。

それでは、歳出から御説明をさせていただきますので、予算書の32、33ページをお開きください。下段からになります。

4款、衛生費は15億8,674万9,000円で、前年度対比13.4%の増となっております。4款、1項、1目、ごみ中間処理施設清掃費は8億2,759万円で、1億4,212万2,000円の増で桐林クリーンセンター解体工事にかかる費用が増額の主なものでございます。人件費は、正規職員の給料、手当等及び会計年度任用職員の報酬等でございます。

続きまして、35ページを御覧ください。中ほどになります。

稲葉クリーンセンター一般管理費は7億7,479万円で、11節の役務費の保険料は全国市有物件災害共済の分担金が主なもので、12節の委託料は、次のページになりますけれども、解体撤去工事施工管理業務委託料になりまして、桐林クリーンセンターの解体工事に係る管理業務の委託料でございます。

続いて、14節、工事請負費につきましては、稲葉クリーンセンター解体工事費が主なものでございます。

続きまして、4款、1項、3目、ごみ中間処理施設ごみ処理費につきましては、4億9,676万1,000円で、前年度対比5,246万7,000円の増となっております。稲葉クリーンセンターのごみ処理費は、環境に配慮したごみの適正処理とごみ処理施設の安定的な維持管理にかかる費用でございます。主なものといたしましては、12節、委託料は稲葉クリーンセンターの運転に係る施設運転維持管理の委託料となっております。そのほか、ごみ焼却残渣の処分業務の委託料などがございます。

14節、工事請負費につきましては、施設の長寿命化計画の中で、毎年度、計画的に更新メンテナンス工事を実施するものでございまして、令和7年度は、ストーカ整備工事、それから灰出設備整備工事、ごみクレーン設備工事、電気計装設備の点検工事などを実施する計画でございまして、例年より多くの工事を予定しておるところでございます。

続きまして、38、39ページの4款、1項、4目、飯田竜水園清掃総務費でございますけれども5,256万7,000円で、前年度対比416万7,000円の増でございます。主な内容としましては、人件費は正規職員4名の給料、手当等及び会計年度任用職員の報酬でございます。

下段の飯田竜水園一般管理費につきましては、施設管理の委託料、事務費、事務経費が主なものでございます。

それから、40、41ページの下段を御覧ください。

4款、1項、6目、飯田竜水園し尿処理費につきましては、前年度対比898万7,000円の減でございます。減額の主な理由としましては、し尿処理量の減少に伴う処理用薬剤等の消耗品の減、それから修繕料の減、汚泥処分業務委託料の減などがございます。

それから、し尿処理費につきましては飯田竜水園のし尿処理に係る経費でございます。主なものとしましては、12節、委託料ですけれども、そのうちの主なものは、し尿処理施設の設備点検、それから脱臭設備の保守点検業務、汚泥処分業務などでございます。

42、43ページを御覧ください。

14節、工事請負費につきましては、処理棟の照明器具の更新工事でございます。それから、その下にリサイクルセンター運営管理業務とありまして廃止科目となっておりますけれども、令和6年6月末の桐林クリーンセンター閉館に伴いまして、リユース事業を休止するために予算科目を廃止いたしております。なお、環境学習講座については、引き続き開催するため、稲葉クリーンセンター一般管理費に委託料を計上して実施してまいります。

続きまして、6款、公債費の元金と利子でございます。衛生費関係では、稲葉クリーンセンターの元金と利子、それから桐林クリーンセンターの解体利子でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。お戻りいただきまして、予算書の10、11ページを御覧ください。

1款、2項、3目、衛生費につきましては、前年度対比で3,060万円の増となっております。内訳としましては、飯田竜水園市町村負担金が299万2,000円の減、それから稲葉クリーンセンター負担金が4,310万8,000円の増ということでございます。

続いて12、13ページを御覧ください。

2款、1項、1目、使用料につきましては、稲葉クリーンセンターごみ処理施設使用料及び飯田竜水園のし尿処理施設使用料でございます。なお、衛生手数料については、リユース事業を休止したため予算科目を廃止しております。

それから、5款、1項、2目、基金運用収入は、し尿処理施設及びごみ中間処理施設の施設整備基金利子でございます。

予算書の14、15ページを御覧ください。

7款、1項、4目、稲葉クリーンセンター特別会計繰入金は、稲葉クリーンセンターの売電相当収入から運用期間中の必要経費を積み立てて残った余剰分の2,500万円を一般会計へ繰り入れるものでございます。

続いて、7款、2項、1目、基金繰入金のうち衛生費の関係につきましては、稲葉クリーンセンター施設整備基金からの繰入金で、桐林クリーンセンター解体工事費に充てるものでございます。

8款、1項、繰越金のうち衛生費分は1,900万円となっております。

続いて、9款、諸収入でございますけれども、2項、2目の雑入のうち3節の衛生費雑入でございますけれども、飯田竜水園雑入は電柱の敷地料、それから稲葉クリーンセンター雑入については、自動販売機の電気料でございます。

10款、連合債は、桐林クリーンセンター解体事業債でございます。

一般会計予算（案）のうち、衛生費分の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

（清水委員長） 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

岡田委員。

(岡田委員) 予算書37ページ、4款、1項、1目、ごみ処理費の中の稲葉クリーンセンターごみ処理費のうち14節となっております、工事請負費についてお伺いしたいと思います。

先ほど計画的な更新メンテナンスを行われるということでお聞きいたしました。例年より大きい規模だということで、予算上でも前年に比べて4割近く多いという、そういうことだなと思うんですけど、その中でこの工事が受入れ体制に影響を及ぼすのかどうか。要は、常にフルで動かしてるところが、工事期間中の半分だけになるとか、フルのままいけるのかとか、その辺をお聞かせください。

(清水委員長) 松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) 修繕をするものによりますけれども、場合によっては、2基あるうちの1基を止めて運用したりということになります。常に1基は稼働状況にしながら修繕をかけておると感じになります。

(清水委員長) 岡田委員。

(岡田委員) そういたしますと、2基のうち1基を動かすとして、受入れそのものは影響はないということではないのでしょうか。受入れ量をちょっと減らしてくださいとお願いするということにはならないという受け止めでよろしいですか。

(清水委員長) 松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) おっしゃるとおりで、ごみの受入れにつきましては、そういった制限をかけずに修繕を行っております。

(清水委員長) 岡田委員。

(岡田委員) 分かりました。そういうことでしたら、安心いたしました。

続いて予算書の41ページ、飯田竜水園し尿処理費の中の需用費についてお聞きしたいと思います。

先ほど処理量が減っている中でこの事業費も減っているという話がありました。計算してみると、前年に比べて17%ぐらいの減なのかなと思うんですけど、処理量自体も同じぐらいの減りを予測しているということなんでしょうか。

(清水委員長) 松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) し尿処理の処理量でございますけれども、現段階では徐々に減っておるということなんですけれども、年によってですね、農集排の廃止だとか、そういったところで極端に増えてしまうところがありますけれども、全体的には減って減少傾向ということになっておりまして、それを加味して計算をしておるということになります。

(清水委員長) 岡田委員。

(岡田委員) 処理量の減少が背景ということではお聞きしてそういうことなんだろうなと思ったんですけど、一方で、消耗品費っていうと物価高騰の影響を受けてプラスの要因があると思うんですね。それでも全体として減ったということは、物価高騰分を上回る背景、つまり処理量の減少が起きているのかなというふうに推察したんですが、そういった理解でよろしいのでしょうか。

(清水委員長) 松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) おっしゃるとおりで、物価高騰も加味した上で、それは承知しております、そういったものを含めて精査をしまして、結果的に減っておるという状況でございます。

(清水委員長) そのほか御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第8号の当委員会付託分について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第8号の当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第10号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算(案)」

(清水委員長) 次に、議案第10号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算(案)」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) それでは、議案第10号について御説明申し上げます。予算書75ページを御覧ください。

本案は、「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算(案)」でございまして、第1条は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ42億6,700万円と定めたいとするものでございます。

第2条は、債務負担行為でございまして、「第2表 債務負担行為」で御説明させていただきます。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、利率などにつきまして、「第3表」のとおり定めるもの。

第4条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、主な項目について、歳入歳出予算事項別明細書で御説明させていただきます。また、補足説明資料の事務事業進行管理表につきましては、後ほど一括して御説明させていただきます。

まず、歳出予算を御説明申し上げますので、90、91ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費のうち、大事業、人件費、中事業、01人件費は職員223名分の給与、職員手当及び会計年度任用職員の人件費として、報酬、手当などが主な内容でございます。財源につきましては、構成市町村負担金、県支出金、繰入金、諸収入及び一般財源でございます。

今年度予算案から事務事業進行管理表に基づく予算編成とさせていただきました。大事業10、地域防災力の強化・次世代育成事業費のうち、8節旅費につきましては、研修派遣先といたしまして、長野県消防学校へ67名、救急救命士養成研修所へ2名、総務省消防庁へ1名、消防大学校へ1名などを予定しております。

おめくりいただきまして、92、93ページを御覧ください。

10節、需用費のうち消耗品費につきましては、火災現場で着用する防火衣の新規採

用職員10名の購入等を予算計上しております。また、修繕料につきましては、各署所の指令端末無停電電源装置の交換が完了いたしましたので、300万円ほど減額となっております。

11節、役務費のうち通信運搬費は、119番回線指令システムのほか一般電話及びOA機器等の通信回線使用料が主なものでございます。

12節、委託料につきましては、消防無線指令施設火災放送設備などの通信設備に関する保守点検業務委託料、及び職員の健康診断業務委託料などが主なものでございます。

14節、工事請負費の庁舎施設改修工事費につきましては、3年計画で進めております庁舎LED化工事が主なもので、令和7年度に全ての庁舎のLED化が完了いたします。なお、令和6年度に羽場分署屋根塗装修繕工事、総務省消防庁から貸与されます小型救助車の車庫新設工事等が完了したため、2,400万円余減額となっております。

17節、備品購入費につきましては、出勤報告書を作成、また統計管理するネホープ用プリンターの更新が主なものでございます。

18節、負担金補助及び交付金につきましては、93ページから95ページにわたってお示ししておりますが、消防学校入校経費が570万8,000円、救急救命士養成研修が465万5,000円などの職員育成のほか、救急活動に対する医師による事後検証会及び飯伊メディカルコントロール分科会負担金233万3,000円などが主なものでございます。

大事業10、地域防災力の強化・次世代育成事業に係る財源は、構成市町村負担金、使用料及び手数料、連合債及び一般財源でございます。

大事業12、退職手当積立基金積立金につきましては、定年延長に伴い、基本的に隔年で退職者が発生することから、移行期間中は職員1人当たり40万円の積立てを20万円に減額し、令和6年度から新規積立てを行っております。財源は、構成市町村負担金、財産収入及び諸収入でございます。このうち諸収入につきましては、広域事務局へ派遣しております1名の負担金を事務局から受け、充当するものでございます。

続きまして、1款、1項、2目、常備消防費、大事業10、災害対応能力の充実強化事業でございます。10節、需用費の消耗品、燃料費、修繕料、医薬材料費、及び役務費の手数料、保険料につきましては、消防活動に必要な消耗品の購入、及び車両や資機材の点検整備などを含む維持管理にかかる費用でございます。

17節、備品購入費につきましては、山岳救助で使用する山岳用パーティカルストレッチャー36万3,000円、火災現場で使用する空気呼吸器ボンベ10基の更新として220万円余を計上しております。大事業、災害・対応力の充実強化事業の財源は、構成市町村負担金及び一般財源でございます。

おめくりいただき、96、97ページを御覧ください。

1款、1項、3目、消防施設費、大事業10、消防施設等の維持管理及び整備事業費でございます。

12節、委託料設計監理業務委託でございますが、令和6年度に高森消防署庁舎新築工事実施設計が完了し、今年度は、建設に伴う庁舎新築施工管理業務として計上。また、平谷分署基本設計業務委託といたしまして、合わせて1,900万円余を計上しております。

17節、備品購入費でございますが、飯田消防署に配備しておりますはしご付き消防

自動車の更新で2億4,000万円、飯田信用金庫様からの寄附を活用して購入する多機能型災害対応特殊消防自動車5,097万6,000円などを計上しております。大事業10、消防施設維持及び整備事業費に係る財源は、構成市町村負担金、基金繰入金、連合債及び一般財源でございます。

次に、1款、1項、4目、消防事務連携・協力事業費、大事業10、消防事務連携・協力事業費でございます。この4目は、木曽広域連合との消防通信指令事務共同運用に係る事業費を計上するために、令和6年度から設けたものでございます。令和7年度は、中事業01、共同消防指令センター運営事業費として23万7,000円を計上しております。中事業02、共同指令センター整備事業費といたしましては、12節、委託料として共同消防指令センターの構築業務委託といたしまして、10億4,500万円を計上し、14節、工事請負費として、事務センターの改修工事2億円余を予算計上しております。大事業10、消防事務連携・協力事業費に係る財源につきましては、構成市町村負担金、木曽広域消防本部からの負担金、連合債、一般財源でございます。

2款、公債費につきましては、令和2年度、13メートルブーム付多目的消防自動車整備、令和4年・5年度に実施いたしましたトイレ感染対策工事に係る元金利子の償還金でございます。財源は、構成市町村負担金及び交付税算入負担金でございます。

続きまして、歳入を御説明させていただきます。お戻りいただきまして、86、87ページを御覧ください。

1款、1項、1目、負担金のうち構成市町村負担金は、14市町村にお願いしている負担金でございまして、前年と同額の18億9,000万円とさせていただきたいと存じます。交付税算入分負担金は、地方債に係る地方交付税措置でございまして、事務の事務上、例年13町村分を一括して飯田市が交付を受け、これを飯田市から交付税算入分負担金として納めていただくものでございます。

4節、指令事務共同運用負担金につきましては、木曽広域連合との消防通信指令事務共同運用に係る事業費を案分し、木曽広域消防本部から負担金として納めていただくものでございます。3億円余を計上しております。

2款、使用料は、消防本部庁舎の使用料、並びに危険物及び火薬類の許認可事務の手数料が主なものでございます。

4款、県支出金は、長野県から特例処理事務として委託を受けております、火薬類の許認可事務に対する交付金でございます。

5款、財産収入は、財政調整基金及び退職手当積立金の利子収入でございまして、該当基金へそれぞれ積み立てさせていただくとしております。

7款、繰入金は、職員の児童手当分を広域連合一般会計から繰り入れるものでございます。飯田信用金庫様からの寄附金を活用して購入する多機能型災害対応特殊自動車、高森消防庁舎新築工事において2億5,000万円余を繰り入れる予定でございます。

8款、繰越金は純繰越金でございます。

9款、諸収入のうち中央道支弁金は、中央自動車道における救急業務に対する支弁でございます。市町村事務受託収入は、飯田市への派遣職員1名分の人件費について収入を受けるものでございます。

10款、連合債は、高森消防署庁舎新築工事、共同消防指令センター整備、はしが付消防自動車整備に係る起債でございまして、全て緊急防災・減災事業債の対象事業とし

て計画するものでございます。

続きまして、お戻りいただきまして、78ページを御覧ください。

本議案、第2条に定める第2表 債務負担行為でございます。高機能消防指令システム運用保守業務委託といたしまして、令和7年度から令和12年度まで、限度額を2億648万円としたいとするものでございます。

次に、79ページを御覧ください。本議案、第3条に定める第3表 地方債でございます。限度額を17億3,180万円とし、起債の方法、利率、償還方法につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、附表について御説明させていただきます。100ページを御覧ください。

附表1、給与費明細書といたしまして、100ページから104ページまでの人件費の詳細をお示ししてございます。106ページ、107ページには、附表2といたしまして、債務負担行為に係る令和6年度末までの支出見込額、及び令和7年度以降の支出予定額に関する調書。108ページには、附表3といたしまして、地方債の現在高及び見込額に関する調書。109ページには、附表4といたしまして、構成市町村負担金及び交付税負担金額をまとめた表を添付してございます。御確認をお願いいたします。

続きまして、第5次広域計画計上事業の進行管理について御説明申し上げます。補足説明資料の5ページを御覧ください。

進行管理ナンバー25から27について、2次評価で指摘事項はございませんでした。進行管理ナンバー28については、木曽広域消防本部との指令業務共同運用により令和6年度に基幹事業として設けましたが、令和6年度は評価の対象となっております。

それぞれの令和7年度の取組について御説明申し上げます。

ナンバー25、地域防災力強化と次世代育成事業につきましては、昨年1月の能登半島地震により甚大な被害が発生したことから、より地域防災力強化の必要性が高まっております。その中で、消防団と連携し管内34校の小学校で防災教育を実施してまいります。消防団の連携につきましては、各団の協力が得られるところから共同して実施してまいりたいと思います。また、消防団との訓練につきましても、団員の負担軽減を考慮した研修訓練を実施してまいりたいと思います。

次にナンバー26、災害対応力の充実・強化についてでございますが、能登半島地震における緊急消防援助隊の派遣により隊員が経験したことを生かして、必要資機材の整備と、昨年8月から警防分野におけるDXの推進として、国の実証事業に参加しましたマイナンバーカードを活用した救急業務を今年度も進めてまいりたいと思っております。

また、消防力の適正配置として、令和8年度から4村に消防職員を派遣することについて、具体的な内容を4村と協議していきたいと思っております。

次に、ナンバー27、消防施設等の維持及び更新事業についてでございますが、高森消防署新築工事や共同消防指令センター整備など大型事業を迎える中で、財政計画の随時見直しを行い、車両更新及び庁舎修繕を行ってまいります。

最後に、ナンバー28、消防通信指令体制の整備事業についてでございますが、令和8年度の運用開始に向け、事務センターの改修工事及び共同指令センターの整備を木曽広域消防本部と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

熊谷委員。

(熊谷委員) いつも救急防災等、お世話になっております。ありがとうございます。初めてで分かりませんので、教えていただきたいと思います。

今年度、非常に大規模な予算ということで注目してみたところ、97ページ、消防事務連携・協力事業のところが、通常より、令和5年がゼロ予算、令和6年が約2,000万円、令和7年が約12億5,000万円ということで、まるっきりなかったものが、今御説明の中で木曽との連携ということで分かりました。その連携をする前と連携をした後は、どのようなこれだけの予算をつけた成果が出てくるかというか、効果があるか、素人の立場で分らなくて申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

(清水委員長) 縄通信指令課長。

(縄通信指令課長) 共同指令センターの話なんですけれども、今まで飯田広域消防本部、1消防本部で指令センターというか、指令室を運営しておりました。指令室の各本部ごとそうなんですけれども、1本部で指令室を更新するに当たっては、何十億という費用がかかります。それを1本部ごと更新していくのはどうかということで、木曽広域消防本部と共同で設置しようということで財政効果が得られます。

それと大きな効果と言いますと、そこの司令室に人員を派遣するわけですが、専門の司令室員を配属できるということで、現場要員が増えるというメリットもございます。そうなってくると、現場要員が増えることによって住民サービスが拡充してくるということ。あと財政効果で得られた部分で高機能な指令システムが導入できて、より119番通報に対応できるという効果が得られると思っております。

(清水委員長) よろしいですか。熊谷委員。

(熊谷委員) そうすると、経済効果ということが一番で、木曽が約3億円の負担金ということで、こちら12億円ということで、その本部というのは何か施設の面ではどこにできるとか、そういうことなんでしょうか。それとも、またシステム上の本部っていうものができて、どちらも同じようにそこを使えるっていうことなんでしょうか。その本部の具体的に物としての位置がどこにできてなのか、それともシステム上の中での本部っていうものになるのか、その辺りを具体的に教えてください。

(清水委員長) 縄通信指令課長。

(縄通信指令課長) 木曽と飯田広域消防本部で協議会というものを設置しました。これは、消防指令事務の協議会2つの広域連合で運営をしていくということで、指令センターを1つにしようということで進めたわけなんですけれども、設置場所に関しましては、ちょうどこの場所になります。事務センターの2階、ちょうどこの一部ということで東側の2階の部分を指令センターに改修するという予定であります。ただ、その図面等につきましては、今現在実施設計を発注しておりまして、まだ成果物等出ておりませんので、ちょっと御報告が遅れておるわけなんですけれども、指令センターがこちらに設置されますと、木曽広域消防本部の管内の119番、あと飯田広域消防本部の飯田下伊那の119番通報が全てこちらに集中するということになります。この指令センターから各消防署へ出動指令を流すという形になります。

(清水委員長) 熊谷委員。

(熊谷委員) ありがとうございます。よく分かりました。

(清水委員長) そのほか御質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第10号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(7) 議案第11号「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」

(清水委員長) 次に、議案第11号「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、議案11号について御説明申し上げます。予算書の111ページを御覧ください。

本案は、「令和7年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」でございまして、第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,950万円としたいとするものでございます。

本特別会計は稲葉クリーンセンターにおける売電相当収入を活用いたしまして、発電事業に係る事業を行うものでございます。売電収益は、毎年度電気事業基金へ基本額として6,500万円を積立て、この基金から施設の保全計画に従って実施をするものでございまして、発電施設のメンテナンス工事、それから売電益に課税される消費税の納税、及び電気事業債の償還に充てていくものでございます。また、毎年度電気事業基金に積み立てた後の残りの売電相当収益につきましては、一般会計へ繰り出して、広域連合全体の事業に活用していくものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、予算書の122、123ページを御覧ください。

2款、衛生費は1億7,666万6,000円で、前年度対比4,639万円の増でございます。増額の主な理由としましては、消費税及びメンテナンス工事費の増額によるものでございます。

内訳を御説明いたします。

2款、1項、1目、清掃費は9,834万6,000円でございます。

12節、委託料は売電相当収益に課税される消費税の申告に係る電子申告を税理士へ委託するための委託料でございます。

24節、積立金は、電気事業基金への新規積立金及び基金利子の積立てでございます。

26節、公課費につきましては、令和6年度の売電相当収入に課税される消費税の支払いでございます。

27節、繰出金は、売電相当収入の余剰金を一般会計へ繰り出すものでございまして、

前年度と同額を計上してございます。

1 目、清掃総務費の財源は財産収入、それから電気事業基金繰入金及び売電相当収入でございます。

続きまして、2 款、1 項、3 目、ごみ処理費でございます。こちらは、発電設備のメンテナンス工事費でございます。令和 7 年度は排熱ボイラー及びボイラー給水ポンプ等の発電関連施設、それから点検整備工事、蒸気タービン等の売電関連設備の点検整備工事などを行うものでございます。

3 目、ごみ処理費の財源は、電気基金繰入金及び一般財源でございます。

続きまして、3 款、公債費でございます。こちらは、発電施設の整備に活用しました電気事業債に係る元金及び利子の償還でございます。財源は、電気事業基金繰入金でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。120、130 ページを御覧ください。

1 款、財産収入は、電気事業基金の基金利子でございます。

2 款、繰入金は、電気事業基金からの繰入金でございます。歳出で御説明いたしました消費税申告の委託料、それから消費税の納税、工事請負費及び公債費の償還に充当されるものでございます。

3 款、繰越金は純繰越金でございます。

4 款、諸収入は、稲葉クリーンセンターの発電に伴う売電相当収入でございます。

なお、予算書の 124 ページには、電気事業債に係る現在高の見込みに関する調書が掲載してございますので合わせて御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 11 号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案審査は以上となります。

5. 閉 会

(清水委員長) 以上で、本日の消防環境委員会を閉会といたします。お疲れさまでした

閉 会 午後 3 時 0 2 分

南信州広域連合議会委員会条例 28 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会 消防環境委員長
